

ID: 314

担当部署: 都市整備課

<b>処分の概要</b>	移転、除去の際の建築物等の使用許可		
<b>法令名 根拠条項</b>	土地区画整理法 第77条第9項		
<b>法令番号</b>	昭和29年法律第119号		
<b>【基準】</b>	<p>法第77条第9項の規定による。  (建築物等の移転及び除却)</p> <p>第77条</p> <p>9 前項の規定により建築物等を移転し、又は除却する場合には、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用することができない。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日